調　達　公　告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の６第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

　　令和７年４月11日

鳥取県立鳥取商業高等学校長　髙垣　知博

１　調達内容

（１）借入物品の名称

鳥取県立鳥取商業高等学校CG室パソコン等賃貸借

（２）借入物品の仕様

　　　入札説明書による。

（３）借入期間等

ア　借入期間　令和７年９月1日から令和12年８月31日まで

イ　契約期間　令和７年９月1日から令和12年９月30日まで

（４）納入期限

　　　令和７年８月29日

（５）納入場所

　　　入札説明書による。

（６）入札方法

入札は、紙入札による。

入札書に記載する金額は、消費税額を含めた契約申込金額を記載すること（消費税不課税、非課税のものを除く）。課税事業者にあっては、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

入札説明書に示す方法にしたがって計算した（２）の借入物品に係る（３）の契約期間中の賃借料（保守料等を含む。）の総額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

　　本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和６年鳥取県告示第507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月17日付出第157号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

（５）本件公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

（６）令和７年４月11日までの過去５年間に鳥取県立学校にパソコン機器賃貸借及び保守契約の業務実績を有していること。

３　契約担当部局

　　鳥取県立鳥取商業高等学校

４　入札手続等

（１）入札の手続等に関する問合せ先

　　 〒680-0941　鳥取県鳥取市湖山町北二丁目４０１

　　　鳥取県立鳥取商業高等学校事務室

　　 電話　0857-28-0156

電子メール　torisyo-h@pref.tottori.lg.jp

（２）入札説明書等の交付方法

令和７年４月11日（金）から同月28日（月）までの間にインターネットのホームページ（鳥取商業高等学校公式Ｗｅｂページ（https://www.torikyo.ed.jp/torisyo-h/））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

　　ア　交付期間及び交付時間

　 　　令和７年４月11日（金）から同月28日(月)（日曜日及び土曜日を除く。）の午前９時から午後４時までとする。ただし、最終日は正午までとする。

　　イ　交付場所

1. に同じ

（３）郵便による入札

　　　　不可とする。

（４）入札及び開札の日時及び場所

ア　入札及び開札日時

令和７年５月９日（金）午前10時

　　イ　場所

〒680－0941　鳥取県鳥取市湖山町北二丁目401

　鳥取県立鳥取商業高等学校　応接室

５　入札参加者に要求される事項

（１）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（２）本件入札に参加を希望する者は、２の入札参加資格に適合することを証明する書類及び入札説明書で示した事前提出物を、４の(１)の場所に令和７年４月28日（月）正午までに提出し、２の入札参加資格の確認を受けなければならない。

（３）入札者は、（２）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（４）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（５）提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

６　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

入札保証金は免除する。

（２）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第１項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第４項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

７　その他

（１）入札の無効

　　　２の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

（２）契約書作成の要否

　　　要

（３）落札者の決定方法

　　　この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

（４）手続における交渉の有無

　　　無

（５）その他

詳細は、入札説明書による。